

令和6年第5回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第4号及び第5号）を除く

令和6年第5回教育委員会会議

1 日 時 令和6年3月14日（木）13時30分～14時10分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	佐 藤 圭 一
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	新 井 達 之
書 記	鶴 江 哲

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則案について

議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第3号 札幌市立義務教育諸学校における学級編成についての改正について

議案第4号 学校管理職の人事について

議案第5号 審査請求に係る諮問について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和6年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第4号は人事に関する事項、第5号は訴訟または不服申し立てに関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号及び第5号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎**議案第1号** 札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則案について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村です。

私から議案第1号について、説明いたします。

まず、本規則案は、押印義務の見直しのため、職務執行上被服を必要とする札幌市立学校職員に対する被服の貸与について必要な事項が定められている「札幌市立学校職員被服貸与規則」の一部を改正するため提出するものです。

それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

国においては、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、押印原則を見直すべく、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定し、認印は本人確認の手段としての効果は大きくないため、押印を求める必要性が乏しい等の考え方が示されました。

本市においても、当該マニュアルの考え方に則り、「札幌市押印義務の見直し指針」を策定し、本市の条例等の規程類又は慣行により押印を求めているものについて、押印義務の見直しを行ってきたところでございます。

これに伴い、札幌市立学校職員被服貸与規則において定める様式について、当

該指針に基づき見直しを行ったところ、押印を求める必要性がないと判断されることから、札幌市立学校職員被服貸与規則別記様式について、押印欄を廃止するほか、所要の規定整備を行うものでございます。

以上規則案の概要をご説明しましたが、施行期日につきまして、令和6年4月1日から施行することといたします。

規則案の内容等につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号** 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村です。

私から議案第2号について、説明いたします。

まず、本規則案は、教育委員会において任用されている会計年度任用職員の勤務条件について定められている「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則」の一部を改正するため提出するものです。

改正内容は大きく分けて二つあり、「宿直勤務及び日直勤務に係る規定の廃止」と「子の看護休暇の対象となる事由の拡大」となります。

それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、「1 会計年度任用職員の宿直勤務及び日直勤務に係る規定の廃止に係

る改正」をご覧ください。

市長部局においては、現時点において宿日直勤務を行う会計年度任用職員を任用しておらず、今後もそのような会計年度任用職員を任用することは想定されないことから、市会計年度規則第7条及び第8条を改正して宿日直手当の命令に係る規定を廃止する等の改正が行われました。

教育委員会においても、現時点において宿日直勤務を行う会計年度任用職員を任用しておらず、今後もそのような会計年度任用職員を任用することは想定されないことから、市長部局と同様に、教育会計年度規則における宿日直勤務の命令に係る規定を廃止するとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

次に「2 会計年度任用職員の子の看護休暇の対象となる事由の拡大」をご覧ください。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、子の看護休暇の取得対象について、「入園式などこどもの行事や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すため、所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、取得促進に向けた支援を行う。」との方針が示されましたこと等を背景に、本市の常勤職員及び会計年度任用職員の特別休暇の取得事由について定める関係規則が人事委員会において改正されたところでございます。

これを踏まえ、教育委員会における会計年度任用職員についても、市長部局同様、「対象となる子が在籍する学校等が感染症の拡大防止のために学級閉鎖等になった期間において、当該子の世話をする場合及び職員が、当該学校等が実施する入園式等の行事に参加する場合」も取得できるよう、子の看護休暇の取得事由を拡充するため、教育会計年度規則別表の一部を改正するものでございます。

以上、規則案の概要をご説明しましたが、施行期日につきまして、「1 会計年度任用職員の宿直勤務及び日直勤務に係る規定の廃止に係る改正」につきましては、公布の日からの施行とし、「2 会計年度任用職員の子の看護休暇の対象となる事由の拡大」につきましては、市長部局における取扱いと合わせるため、令和6年4月1日から施行することといたします。

規則案の内容等につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号 札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号「札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**教職員担当部長** 教職員担当部長の佐藤でございます。

私から、議案第3号について、ご説明いたします。

本議案は、別紙「札幌市立義務教育諸学校学級編制について」につきまして、小学校第5学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行うものでございます。

詳細については、インデックスの「参考」をご覧ください。こちらは、令和3年4月の「義務標準法」の改正概要となっております。資料中段の「2」(1)のとおり、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、「(2)少人数学級の計画的な整備」に係る経過措置として、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで学年進行により段階的に引き下げるものとされており、表にあるとおり、令和6年度は第5学年が引き下げ対象となります。

なお、表の下の「ii」に記載のとおり、計画の実施に当たっては、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置することとされております。

札幌市におきましては、小学校第5学年の学級数の増加に伴い生じる教室の整備を令和5年度内に行っており、第5学年について40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改めることが適当であります。

なお、小学校第6学年の児童で編制する学級については、施設整備等の状況を勘案のうえ、次年度以降に改正する予定です。

本件につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいた

します。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 施設整備の対応状況に関してはいかがでしょうか。

○**教職員担当部長** 実際は4月の児童数により確定となりますが、令和6年3月1日の児童数で想定をしますと、47学級が増える見込みとなっております。
なお、教室の整備に関しては順調に進んでいるところです。

○**檜田教育長** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。

○**佐藤委員** 今回の措置により、1学級あたりの児童数は平均どれくらいになるのでしょうか。

○**教職員担当部長** 1学級あたり28.9人に減少する見込みとなりますが、既に実施済み小学校4年生までの実態もおおよそその人数となっております。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第4号及び第5号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開